

立見淳哉(大阪市立大学大学院経営学研究科教授)
長尾謙吉(専修大学経済学部教授)
三浦純一(大阪市立大学都市研究プラザ特別研究員) 編

社会連帯経済と都市
フランス・リールの挑戦

ナカニシヤ出版 2021.3. 4, 254p.

近年、世界中の至る所で、経済格差の拡大による貧困問題や、気候変動による環境問題が深刻化するなど、解決の糸口が見当たらない社会問題が山積している。そのようななか、その原因の一端が行き過ぎたアメリカ型のグローバルな自由・資本主義経済体制にあるとして、あらためて資本主義、社会主義、共産主義の本質を再検討しつつ、第3の道を探る言論が再燃している。資本主義体制の欠点や矛盾を問う議論は今にはじまったことではないが、18世紀後半から連綿と続いてきた工業化による経済成長モデルが行き詰まりをみせるなか、社会に期待を抱けない人々の不満の高まりがその議論に拍車をかけている。とはいえ、いったいどのような経済体制が最善だというのか。

本書はその答えの一つとして、「社会連帯経済 (économie sociale et solidaire : 以下 ESS と表記)」の体制構築に焦点をあてる。編著者たちは、「経済」に対する常識や発想を根本的に転換していく必要性を指摘し、「通常の」経済のように私的利益の追求ではなく、万人にアクセス可能な社会的な有用性 (社会的効用) を追求することに主眼を置く「社会連帯経済」の体制構築こそが、現在の社会問題解決のための処方箋となりうると示唆する。社会連帯経済では、互いに分離された原子状の個人は否定され、互酬的連帯あるいはアソシアション主義が前提

とされている。つまり、経済活動は、民主的な連帯を促進・実現するための手段であり、財とサービスの生産・交換は主流派経済学が前提とする自己調整的市場とは異なる論理に従うこととなる。すなわち、「互酬性を規範的価値として、私的利益の最大化ではなく、一般利益、より厳密には社会的効用やビヤン・コマン (共通財/善) といったものの維持・発展を目指す」経済体制の構築が求められるという考えである。ビヤン・コマンは、「集合的な資源/遺産 (自然という共通財, ポピュラー文化, 知識...) や、さらには、社会生活上のものや普遍的権利 (男女の平等, 労働者の安全性, 健康など) の「質」を指す。これを突き崩すのが現代資本主義の特徴であり、ESSはその逆に、これらを認識し維持しようとする。

以上を踏まえて、本書では、フランス旧ノール=パ・ド・カレ州のリール広域圏を対象に、従来とは異なる企業形態の在り方や都市計画の実践を紹介し、これらの活動が、持続可能な経済体制としてオルタナティブな都市政策につながる可能性について検証していく。

本書の構成は次のとおり。

- 第1章 現代資本主義と「もう一つの経済」の探求
- 第2章 フランスにおける社会連帯経済とその諸概念
- 第3章 社会連帯経済の制度的基礎
- 第4章 「社会連帯企業」の事業活動・企業形態・ガヴァナンス
- 第5章 APESの活動世界
- 第6章 補完通貨と社会連帯経済
- 第7章 社会連帯経済と参加型都市計画：ユニオン地区の経験
- 第8章 近隣公共空間を活性化するリール市

の参加民主主義

第9章 ノール＝パ・ド・カレ州における就業構造の変容と社会連帯経済

第10章 経済政策と社会連帯経済：「第3次産業革命」の理念とローカルな実践への展望

第11章 社会連帯経済の可能性によせて

以下、紙幅の都合上、いくつかの章に焦点をあてながら評したい。

本書はリール地域における社会連帯経済の実践を詳細に検討することで、「通常考えられがちなものとは異なるもう一つの経済の可能性を探り、都市・地域経済の再編に向けた新たな展望を得ることを目的」としている（第1章）。ESSとは「社会的排除や環境破壊など現代資本主義が引き起こす諸問題との格闘を通じて形成されたもの」であり、「もう一つの経済」の姿を追求することで、問題の要因を取り除き、より公正な社会の実現を目指す運動」を指す。1990年代以降、南欧・南米といったラテン語諸国で活発な展開をみせており、特にフランスでは2014年に社会連帯経済関連法が成立し、政策的支援が本格化した結果、ESSに属する事業体がGDPの10%、民間雇用の10/5%～12.7%を占めるほど、一定の役割を果たしている。

もともと、ESSは社会的経済、連帯経済、社会的起業家といった出自の異なる複数の概念を包括する言葉として、2000年代以降、法的な承認を得てきたとのことである（第2章）。そもそも大量生産、大量消費を基調とした社会経済システムによって20世紀の前半に形骸化していた社会的経済だが、1970年代以降、失業や貧困など社会的排除の問題が深刻化してくる

と、資本主義とも共産主義とも異なるモデルとして注目を集めるようになる。これと並行して生じてきたのが、「もう一つの経済」を掲げた連帯経済の運動である。連帯経済が生まれた背景には、フランス社会において生活レベルの向上に代わって生活の「質」が重視されるようになったことや、ジェンダーや世代間の関係、公共空間を通じた社会参加など市民社会の基盤の変化があり、1980年代には社会的排除の状態に置かれた人々を支援する活動をつうじて確立されてくる。それによって、地区直轄事業体、アソシアシオン（社会的経済を構成する協同組合や非営利目的の団体）、社会包摂企業、社会包摂の現場など、多様な組織形態の活動が生じてきた。1990年代に入ると、連帯経済の概念は、フェアトレードや環境保全などの活動にまで広がり、2000年代には社会的起業家ないしはソーシャルビジネスにまで拡大していく。このように、社会連帯経済が担うものは、地域の歴史遺産の維持、環境保全、児童保育、困窮者の就労支援、フェアトレード、金融に至るまで多岐にわたっている。

社会連帯経済関連法第1条の定義によると、ESSは次の諸条件を満たさなければいけない（第3章）。①利益の単なる配分以外の目的を追求すること、②民主的なガバナンス。それは、定款によって定義され、組織され、出資者（会員）、従業員、企業成果に関わるステークホルダーへの情報提供と彼らの参加を定めていること。③経営が次の原則と一致していること。a) 利益の大半が、企業活動の維持ないしは発展の目的に充当されること。b) 分割不能な、法定の支払い準備金が分配不能であること。

上記の定義をみればわかるように、そもそもアソシアシオン、共済組合、財団などは、当

初から ESS に帰属しているとみなされている。このような背景から、ESS が社会的包摂を軸に展開されてきたことがわかる。実際に ESS を担う組織として認証された事業体の活動内容をみると、公共機関、教育、保健衛生など社会的活動の分野が 63% を占めている。事業体は社会的効用をもつ連帯企業に認証されることで、投資公共銀行や商業銀行の ESS 向け資金、さらには公共需要へのアクセスといった恩恵を享受することができる。

ここで上記の認証における課題として、営利を追求する株式会社も社会的活動の関連性が強いと社会的企業に分類され、ESS の特徴を満たすことになり、一般の商業企業と明確に区別できない点を指摘できる。営利企業と協同組合等の各事業体の比較説明はあるものの、本書でも事業内容を明確に区別することができないほど境界は曖昧だと感じた。近年、上記の条件を満たす企業は増加傾向にあり、その割合が高まっているとのことで、社会起業家の増加とともに ESS の独自色は薄れる状況にある。

第 5 章では、ESS に属する各企業と支援機関を結びつけるネットワークセンターの役割を担う APES (Acteurs pour une économie solidaire) の具体的な活動内容が示されている。活動内容は以下の 4 点である。①オー・ド・フランス州における ESS の促進と発展、② ESS アクターの地域ネットワークの組織化と発展、③経済をいっそう連帯的なものとするための貢献、④社会的、経済的アクターを拡大し能力向上を図る教育訓練の公安と推進。ここで重要なことは、APES への加盟条件に掲げられている 3 つの理念目標である。

- ・人間中心の経済を創造し、発展させる
- ・経済活動における良識をつくりだす

- ・持続可能な発展を促進する

これは、ESS を展開していくにあたって重要な概念である「ビヤン・コマン (共通財/共通善)」に基づいた理念目標といえる。この理念的価値の共有こそが、現代に求められるオルタナティブな経済体制を形成する根幹といえよう。しかしながら、APES に加盟する事業体は少数にとどまっており、参加が促進されているとは言い難く、実践は道半ばであると考えられる。APES の 87.7% が助成金に依存していることから、経済的に自立しながら理念目標を実現する困難さがうかがえる。

第 7 章では、オルタナティブな都市政策という視点から ESS による空間形成の特質を明らかにしている。そこでは、困難を抱えた街区であるとされた空間を、都市政策によってトップダウン的にあるべき姿へと「改善する」(専門家の構想を一方向的に押しつける)のではなく、市民参加と討議によって空間を構築するリール地域の参加型都市計画の仕組みが示されている。

この仕組み自体はインナーシティ問題への対策や工業地域の跡地再開発にみられる住民の意見をいかに取り入れるかという課題にすぎない気もするが、どのように ESS の理念に基づいて実践しているかが重要であり、本章を読み進めれば、そこに在る地域特有の風土(これもビヤン・コマンの一つといえる)の大切さが理解できる。フランスにはそもそも 1968 年の「都市計画住民アトリエ」運動に端を発する地区直轄事業体が形成されており、1980 年代以降には連帯経済による脱工業化の進展による失業・貧困のなかで地区の課題解決のために住民参加を担保する組織がつけられていた。くわえて 1990 年代以降、左派政党の連合が「雇用と労

働のための州会議」にて1000人規模の会議を
実践した歴史があり、参加型民主主義と社会的
効用である工場跡地の空間整備が結びつく素地
があったからこそ、参加型都市計画の実践が可
能であったことを理解できる。本章では、参加
者が水平的な関係を構築し、エコロジーへの配
慮がみられる点や、リノベーションの際の、地
域の集合的記憶を表す建物を人々の共通財とみ
なし、維持しようとする事例が詳しく示されて
おり、「もう一つの経済」の可能性を感じさせ
る興味深い内容であった。

続く第8章では、参加民主主義とESSの発
展的関係をどう構築するかが示されている。近
隣公共空間には近接性に基づく互酬関係がある
が、この構築にあたっては人々が参加民主主義
や共通善などの今日的価値規範を身に着ける必
要がある。この訓練の場として「住区評議会」
の存在がある。そもそもルール市は歴史的に「協
調路線」とも「対立路線」とも異なる「水平の
協働関係」という社会党左派陣営の地盤があり、
第7章で指摘されていたように、都市住民が住
民または都市全体にかかわる整備計画に意見を
述べるができる環境が整備されてきた。そこ
では、様々なイベントを行い、共に汗を流し、
共に楽しむ過程で、市民同士の親睦を深め、相
互理解が進み、価値観の共有を広げていくこと
を重視してきたといわれる。この土台がアソシ
アションであり、これが「民主主義の学校」と
呼ばれてきた所以である。参加による「実益」
と精神的充足感をともに得ることで「文化の民
主化」を進めてきたのである。これらの市民共
同体はパットナムがいう「ソーシャルキャピタル」
そのものであろう。まさに歴史的な地域暗
黙知の蓄積からの風土の形成が、地域の持続的
発展に重要であることがよく理解できる。

最後に、当該地方においては、いまだ社会連
帯経済が「もう一つの経済」を担う基盤となり
うるのかについての答えは出ていない。リー
ル地域のESSが資本主義経済から排除された
人々に対して、一定の雇用や、環境の保全、さ
らには都市計画における多様な社会参加の場と
財、サービスを提供していることは理解できた
が、本書では社会連帯企業がどのように利益を
確保するのか、資本主義的企業との競争にどう
対抗していくのかについては具体的に触れられ
ていない。実際に、補助金に依存した事業体
が多く、補助金削減による存続の懸念が示され
ているように、そもそも事業体の成立条件がど
うなっているのか疑問が残った。また、第11
章において全国平均と比較してノール＝パ・ド
・カレ州での失業率が高いこと、極右ポピュリ
ズムが格差や貧困の解決を旗印にしながらも
移民の分断と排除の圧力を増していること、ESS
と連動してきた国会、地方議会の勢力が弱体化
していること等の懸念が提示されていることを
踏まえると、「もう一つの経済」への道のりは
険しい。ただし、本書の調査データが2015年
時のものが多く、2014年の「社会的連帯経済
に関する法律」制定からあまり時間が経ってい
なかつたこともあり、今後、ESSに属する企
業に変化が生じてくる可能性は小さくない。ま
た、今日の新たな感染症の拡大や気候変動にと
もなう環境問題が一層深刻化するにつれて、「ビ
ヤン・コマン（共通財／共通善）」の概念に共
感が高まり、人々の意識を変えていくきっかけ
になることは十分考えられる。それが長期的に
は個人の利益につながることを多くの人々が理
解してはじめて、社会連帯経済は「もう一つの
経済」として確立するのであろう。

「ビヤン・コマン（共通財／共通善）」をいか

に人々と共有していくか。利益追求型経済における社会課題を解決する糸口を示した本書は、読者に「もう一つの経済」の在り方を考える大きなヒントを与えてくれるはずだ。

(大阪経済大学経済学部教授 山本俊一郎)